

■ 巻 頭 言 ■

循環型社会の形成を思う

宮崎県衛生環境研究所長 鈴木 泉



「循環型社会」という考え方は、しょせん夢物語なのだろうか？

考えてみれば、「循環型社会」などというお堅い漢字の羅列ではないけれども、そんな社会に似たものが、われわれのすぐ身近に、ごく近年まで確かに存在していた。

兄から弟へ、弟から年下の従兄弟に、あるいは隣の弘君に、一郎君の弟に、法則はただ一つ「年下へ」であった。たぶん、年下であれば、恵み恵まれるというような優越と劣等の関係を抱かないですんだせいかもしれない。弟は、着古して肌に馴染んだ継ぎ当てだらけのズボンやシャツを、嫌がりながらも当たり前のこととしてさらに着古していった。お堅い言葉で表現すれば、「廃棄物の発生抑制、再利用のシステムがすでに構築されていた」ことになる。

そして現在。流れは消費拡大、すなわち廃棄物の発生増大へと動いている。ものを大切にすることは貧乏くさいとラベルされ、一方、外国製品の流入等で、安価にさまざまなものが手に入るようになった。いったいだれが、「お下がり」なんてシステムがあったことを思い浮かべられるだろうか？

平成11年、産業構造審議会は、わが国の廃棄物・リサイクル対策の理念として、再資源化重視の1Rから、より拡大された廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の3Rへの取組みを示した。平成12年には、循環型社会形成推進基本法が制定され、引続き資源有効利用促進法、家電や食品のリサイクル法等が施行、来年以降も個人用パソコンのリサイクル法等が予定されている。

また、環境の研究・技術開発の重点化を図るた

め、平成14年の中央環境審議会第一次答申では、地球温暖化研究、化学物質環境リスク評価・管理、環境上の負の遺産解消、循環型社会の創造、循環型社会を支える技術の開発、自然共生型流域圏・都市再生の「6つの重点化プログラム」を策定している。

理念とプログラム、その先に循環型社会の創造が見えてくるはずである。そのためには、厳しい法律の選択整備、国県等の公共団体、産業界、学問の府、そして国民が担うべき役割をそれぞれがしっかりと認識し、実行していただく「勇気」が必要になるだろう。

では、われわれ環境研究所はどんな役割を担っていくのだろうか？廃棄物汚染等に関するモニタリング、産学官（環研）による研究や技術開発、？？？

来年1月、第29回環境保全・公害防止研究発表会を本県で開催させていただくことになった。基調講演のテーマは「21世紀の新しい社会を考える」（副題「循環型社会の形成を目指して」）、パネルディスカッションのテーマは「ごみ問題から物質循環のあり方を考える」に落ち着いた。ご講演いただく先生は廃棄物の第一人者、パネラーは環境省、大学、民間、自治体、企業にお願いしてある。それぞれの視点からの循環型社会に関する幅広い見識が得られるとともに、われわれ環境研究所が取り組むべきテーマがきっと見えてくると期待している。

来年1月は「南国宮崎」へぜひ来たれ!!